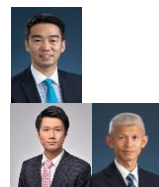


各国の研究開発税制の現状と グローバル展開を目指す企業による 制度活用の可能性

コンサルティング部
パートナー・税理士 高橋 研
事業開発企画室
米国税理士 Brian Tang Chuin Yih
弁理士 平松 直人



【要旨】 OECDのデータによれば、各国は税制を通じた企業の研究開発支援を強化しており、日本の優遇措置は必ずしも他国より手厚いとは言えない。また、ケーススタディを通じ、企業が研究開発拠点を海外に置くことでメリットを得られる可能性も認識できた。グローバル展開を目指す企業は、研究開発拠点の立地に際し、各国の税制支援措置の活用も考慮することが望ましい。

1. はじめに

政府等による企業の研究開発支援策、たとえば、補助金等の直接投資を想起する方が多いであろう。しかし各国は近年、税制優遇措置の強化を通じ、イノベーションと経済成長を促す姿勢を強めている。本稿では昨年12月に更新されたOECD R&D Tax Incentives database により各国の現況を概観した上で、企業による各国研究開発税制の活用可能性を検討・考察する。

2. OECDのR&D Tax Incentives database (2021 edition)の概要

OECDは2007年以降、加盟国と一部関係国の政府による研究開発支援措置（直接投資及び税制支援）に関する情報を収集し、データベースとして公開している。各国の税制支援措置は様々な様相を取るが、次の指標により比較可能な状態になっている。

- *Government Tax Relief for Business R&D (GTARD)*：税制を通じた研究開発活動の支援額。GDPに対する割合で指数化されている。

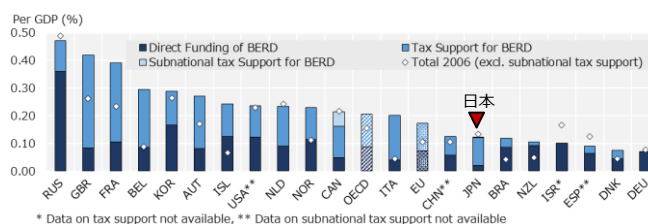
- *Implied Tax Subsidy Rates on R&D Expenditures (1 - B-index)*：B-indexは、研究開発費の増分1単位を相殺するために必要な追加所得。B-indexが小さいほど、企業への支援が手厚い。B-indexは、企業規模（大/小）と収支状況（黒字/赤字）の組合せによるシナリオ別に算出されている。

以下、上記2指標を用いて現状を概観する。

(1) 直接投資と税制支援の規模 (GTARD)

OECDやEUなどの経済圏では、研究開発への税制支援の額が補助金等の直接投資を上回っている。英仏などで顕著であり、日本も同様の傾向にある。GDP比の支援規模は2006年度に比べ、全般に拡大傾向にある。

企業の研究開発活動に対する政府直接投資と税制支援 (GDP比)

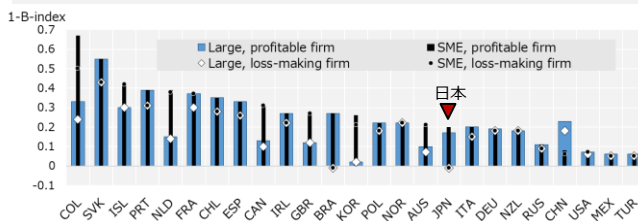


出典：OECD R&D Tax Incentives database, 2021 edition

(2) 企業単位の支援の手厚さ (1 - B-index)

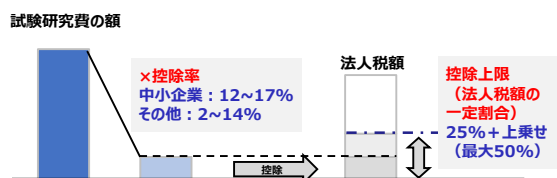
企業規模や収益状況にもよるが、研究開発費の3割から5割相当の優遇措置を提供する国が複数存在する。また、企業所得（研究開発費は損金算入されている）がマイナスでも、優遇措置の恩恵を受けられる国が多い。一方、日本では、赤字企業は研究開発税制の恩恵を受けられない。日本の優遇措置は税額による上限があり、かつ、次年度繰越等が認められないためである。

企業の研究開発費用に対する税制支援規模 (シナリオ別)



出典：OECD R&D Tax Incentives database, 2021 edition

日本の研究開発税制の基本的な枠組み



研究開発税制の概要と令和3年度税制改正について（経済産業省）から引用・加工

3. 各国研究開発税制の活用 - ケーススタディー

医薬品メーカーなど、研究開発に多額の費用を投じ、その成果に基づく製品等の製造・販売を目論む企業は少なくない。研究開発には多額の資金が必要だが、その負担軽減に各国の研究開発税制を活用できる可能性がある。海外事業展開を志向する企業は検討の余地があるのではないかと。以下、簡単な試算を通じ、その活用可能性を検討・考察する。

(1) 前提条件

スタートアップが日本国内で事業を行う場合（ケース1）、主要機能をシンガポールに置く場合（ケース2）を想定する。拠点の相違は研究開発活動の内容・成果には影響しないが、開発後の無形資産から生ずる所得の帰属に影響を与える。また、費用面で物価水準の影響を受けるものとする。売上は5年目から生ずるものとし、研究開発費用は設定する下限値または売上の3割とする。ケース2では、管理業務の一部を日本で行うものとする。

シンガポールでは、所定の条件を満たせば、研究開発費に関し下記の税制メリットを享受できる。今回の試算ケースは必要な条件を満たすものとする。

- ・ 100%損金算入（Income Tax Act, §14D）
- ・ 同150%の追加控除（同, §14DA(1)）

なお§14DA(1) は2025年迄の措置だが、以降も同等の措置があると仮定する。日本で事業を行う場合は税法上、中小企業非該当とする（事業の急拡大やVC出資等を想定）。日本の研究開発税制の控除率は試算上、一般型の上限値の14%に固定する。

前提条件（税制・費用・物価水準及び半年度の収支構成）

	JP	SG
実効税率	35.64%	17%
法人税率	23.20%	17%
研究開発税制		
控除率（研究開発費に対する割合）	14%	
控除上限（法人税額に対する割合）	35%	
Section 14D 控除割合		100%
Section14DA(1) 控除割合		150%
繰越控除限度額	50%	100%
研究開発費		
最小支出額（JP物価ベース）	1,000	
または売上額に対する比率	30%	
物価指数	100%	110%
マネジメントフィーの付加価値割合	5%	

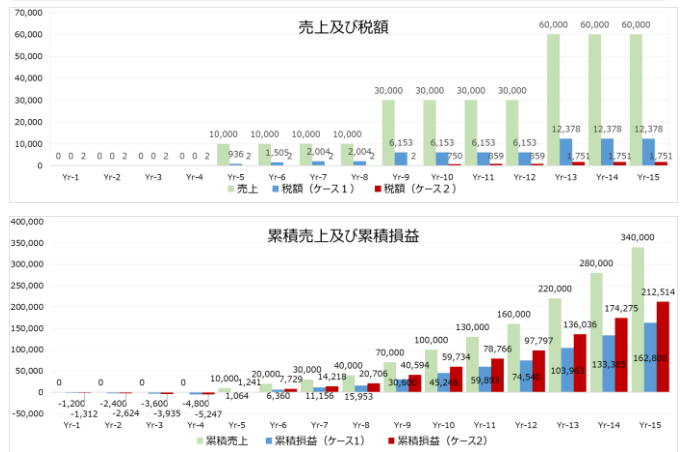
ケース1： ケース2：

	JP	SG	JP	調整	連結
売上	20,000	20,000	105	-105	20,000
費用	6,200	6,815	100	-105	6,810
研究開発費用	6,000	6,600			6,600
その他費用	200	110	100		210
マネジメントフィー		105		-105	0
税引前損益	13,800	13,185	5		13,190

(2) 試算結果

物価水準の設定に起因し、当初はシンガポールに拠点を置くケース2の損失が大きい。しかし売上が生ずると売上が軽課税のシンガポールに帰属することに加え、§14DA(1)の追加控除の効果が顕在化する。上市前の負担に耐えられるならば、シンガポールに拠点を置くことで得られる利益は大きい。

試算結果（売上・税額・累積損益）



(3) 考察

今回の試算はかなり割り切った仮定を置いており、現実のケースでは異なる結論となる可能性もある。また、今回は税制面に着目したが、それ以外の条件（確保人材、研究開発の利便性、製造・販売体制の構築容易性、その他）についての検討も欠かせない。それでもなお、各国の税制優遇措置をふまえた拠点検討の意義はあるのではなかろうか。

4. 終わりに

新型コロナウイルスの感染拡大等により、本稿の執筆時点では国外拠点の新規立地等が困難なことは間違いない。しかし、いずれは経済活動や各国間の往来も正常化するはずで、その日に向けた検討・準備を進めることは決して無駄ではない。我々も各国税制や移転価格等への対応にとどまらず、現地事業者や政府機関等とのネットワークを通じた拠点立地支援等、様々な形でお客様の事業拡大に貢献できればと考えている。

参考資料：

[Measuring Tax Support for R&D and Innovation \(OECD\)](#)
[研究開発税制の概要と令和3年度税制改正について（経済産業省）](#)
[e-Tax Guide - Research and Development Tax Measures \(Inland Revenue Authority of Singapore\)](#)

本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、当事務所の公式見解ではありません。記載内容の妥当性は法令改正等により変化することがあります。本稿は具体的なアドバイスの提供を目的とするものではありません。個別事案の検討・推進に際しては、適切な専門家にご相談下さいませようお願い申し上げます。

本稿のお問合せ先：

電話：03-5219-8986

E-mail：naoto-hiramatsu@tkao.com

URL：https://www.tkao.com

©2022 東京共同会計事務所 無断複製・転載を禁じます。